

## 小城郡合併協議会小委員会規程

### （趣旨）

第1条 この規程は、小城郡合併協議会規約第10条第2項の規定に基づき、小城郡合併協議会（以下「協議会」という。）の小委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事項）

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について、協議、調整等を行うものとする。

### （委員）

第3条 小委員会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が必要に応じて協議会に諮り協議会の委員の中から選任する。

### （組織）

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

### （会議）

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

### （会議の運営）

第6条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （関係者等の出席）

第7条 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

### （報告）

第8条 委員長は、小委員会における協議、調整等の経過及び結果を随時協議会の会議に報告するものとする。

### （庶務）

第9条 小委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

### （補則）

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が協議会の会

議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 4 年 9 月 3 日から施行する。